対応の打ち切り基準を明文化市民接遇の向上を重視するとともに

民への適切な対応と職員の安全確保を図っている。からだ。枚方市はそれを前提として、苦情等への対応マニュアルを策定。市とは言えない。職員の対応によって、市民の感情や言動が変わることがある「市民が度を越した苦情等を寄せるのは、必ずしも「市民だけに問題がある」

苦情等への対応マニュアル」「社会的妥当性を逸脱した

規定に違反する行為を求める行為そ 策定に至る経緯は2001年にさ かのぼる。職務の執行に対して支障 となる事柄の防止を図るとともに、 公務に対する市民の信頼を高めることを目的として、「公正な職務の執行の確保及び倫理の保持に関する条例」が制定・施行されたのだ。本条例 において、「不当行為」は「法令等のにおいて、「不当行為」は「法令等の 関定に違反する行為を求める行為そ

の他職員の公正な職務の執行を損 なうことが明白な行為」と定義され、 職員の責務や市民の責務などが明文 化されている。もっとも、同条例に 「苦情」「クレーム」というようなカス タマーハラスメントに関する言葉は ない。職員の倫理行動や不正防止に 重きが置かれたからであろう。

ただその後、「長時間にわたって市民からの苦情に対応しなければならない」「市民から同じ主張を何度もらない」「市民から同じ主張を何度もらない」「市民から同じ主張を何度もいる」などのケースが多く生じてきた。それが対応マニュアル策定の背景となる。総務部コンプライアンス推進課課長代理の上村真理さんは、次のように話す。

進課が作成しました」。 とは、市民からの不当な苦情の対応に極めて苦慮している課もあり、応に極めて苦慮している課もあり、 が同とか対処できないものか』という声が聞かれるようになりました。 でした事情から、対応マニュアルの策定に至ったと聞いています。 他の自治体の内規や各種資料、書籍などを参考に、コンプライアンス推などを参考に、コンプライアンス推

して周知を図っている。 一で周知を図っている。 一でのがループウェアに掲載 とした庁内グループウェアに掲載 とした時内がループウェアに掲載 とした時内がループウェアに掲載

マニュアルで職員を啓発正しく適切な対応のために

事務の遂行に支障を来し、市の対応を続けることにより、円滑な「社会的妥当性を逸脱した苦情等へ対応マニュアル策定の目的は、

するように啓発しています。それに

、は職員が正しく適切な市民対応を

る面もあるからです。ですから、不適切な対応がその発端になって

ま

なる。ト対策とはニュアンスが少し異いる。カスタマーハラスメン

防止するために、すべての職員

民サービス低下を招く」ことを

が適切な対応を身に付けること

社会的妥当性を造脱した苦情等・ 対応マニュアル

確かに対応の難しい苦情が増

え長時間にわたるなどの状況でも誠

す。

職員もそのように心がけ、

の要望に対して応える必要がありま

私たちは公務員ですから、

市民



総務部コンプライアンス推進課課長代理の上村真理さん(左)と、同課主 任の松本志乃さん

えている傾向にありますが、職員の

いる。 案件について、 員に求めている。そのうえで、 持って誠意ある対応をすることを職 情報であると認識し、 市政運営や業務改善のための貴重な とおり、 マニュアルになります」(上村さん)。 法も含めて明文化したものが、この もかかわらず不条理な苦情等が続く 会的妥当性を逸脱した苦情等への対 への対応」 ようになっている。これでもわかる 対応マニュアルの内容構成は次の ゃ 導入部分は「通常の苦情等 具体的な対応」 である。 打ち切りの基準や方 通常の苦情等は 常に緊張感を が示されて

対応マニュアルの構成

第 1 2 通常の苦情等への対応 対応の誤りの例 市民に配慮した接遇 信頼感を高める接遇

苦情等への対応 社会的妥当性を逸脱した

3

課における対応

部としての対応

外部機関の活用のすすめ

3

対応の打切り手順

第 3 具体的な対応

参考資料 書面 談又は電話の やメー ルの 湯合 湯合

組職 織としての対応 員を孤立させない

的に判断することが難しいからだ。 らの要望・意見が異なるため、 属部署が行う。部署によって市民か 対応は、対応マニュアルに則って所 を逸脱した苦情等」かの初期判断や れは図のようになる。 能性がある場合、 社会的妥当性を逸脱した苦情等の 通常の苦情等」か「社会的妥当性 基本的な対応 画

流 可

席して必ず複数の職員で対応する。 情がヒートアップしたように見受け 然とした対応を行うよう心がける。 となる。 難しそうな場合も、 事前に電話連絡があって相談内容が られる場合などは、ほかの課員も同 1の対応がほとんどだが、相手の感 通常の窓口業務であれば当初は1対 まず、 市民に接する担当者は、 複数人での対応

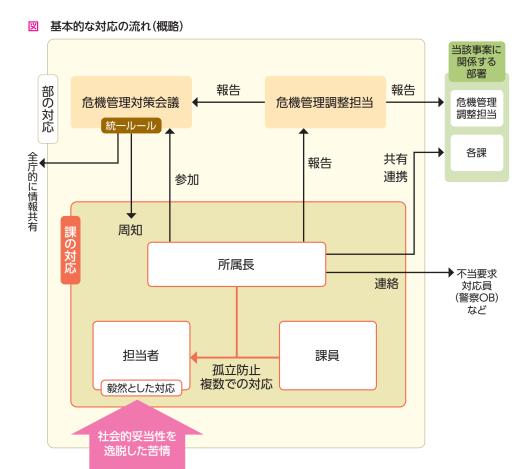
を招 果的に、 十分に確保したうえで、 能性があるからです。そうすれば結 合によっては健康を害してしまう きくなり 人で対応すると担当職員の負担が大 その理由について上村さんは、「 いてしまいます。 市民全体へのサービス低 適切な対応ができず、 職員の安全を 組織として

> 0) 含まれています」という。 課全体で対応していくことが、 安全という言葉には、 Ź 利益にもつながるのです」と説明 同課主任の松本志乃さんは 心の安全も

対応マニュアルに「対応する職員が なしにすることもあったようだが かつては、担当者一人に任せっぱ

> 孤立することのないよう、 事情を熟

部の危機管理調整担当 課の所属長を経て、 (部の次長 所 属



市 良 担当でない職員の当事者意識も促 知した複数の者で話を聞くなど、 記録され、 ていると言えよう。 全体で対応する」と明記することで 対応した内容は担当職員によっ

養務)に報告される。そこで改めて社会的妥当性を逸脱した苦情等またはそのおそれがあると判断されれば、所属部内で危機管理対策会議を開き、が応方針を明確にして統一ルールを策定。それを部内各課に周知するとをもに、全庁的に情報共有をすることによって、以降の対応に役立てるという仕組みである。

ている。
し、助言・協力を得られる体制となっし、助言・協力を得られる体制となっまた、必要に応じて、全庁的に配また、必要に応じて、全庁的に配また、必要に応じて、全庁的に配

全の 6年に制定された「職務の執 2006年に制定された「職務の執 2006年に対することとを記録し、対応内容の記録については、 2006年に対することとを記録し、対応内容の記録については、 2006年に対することと

対応マニュアルに明記打ち切る判断基準を

合は、コンプライアンス推進課が各あるか否かの判断や対応が難しい場社会的妥当性を逸脱した苦情等で

に則って、打ち切るか対応を続けいう対応で困っているのだけれど、いう対応で困っているのだけれど、いう対応で困っているのだけれど、とうすればいいだろうか?』などのという対応で困って、打ち切るかが心を続けれた、
しています」(松本さん)。

4基準が挙げられている。 明確に示している。具体的には次の基準については、対応マニュアルで

●従前からの主張の繰り返しのみで●当初伝えた時間が経過したとき

▶担当外の事項に関する主張のみで

あるとき

り返しであるとき職員個人を誹謗中傷する発言の繰

「『最後まできちんと対応しなけれいると知っただけでも、助けになっておいかケースがあがかでがあれたけでも、助けになっては、ば』と心がけている職員にとっては、

か』ということはあまり学ぶ機会が修などで教わってきましたが、『対修などで教わってきましたが、『対をしっかりと傾聴するように』と研

ように思います」。

向を注視したい。

ことも大切です」(松本さん)。 大事なことですが、その限界を知るありませんでした。もちろん傾聴は

対応マニュアルでは、打ち切りの対応マニュアルでは、打ち切る手順も掲載し、行政機関として正しい対終的な打ち切りにあたっては各部の終的な打ち切りにあたっては各部の終的な打ち切りにあたっては各部のはなく、弁護士・医師・大学教育がではなく、弁護士・医師・大学教為調査等委員会の見解を踏まえたうえで、市長決裁を得て、市として決えで、市長決裁を得て、市として決

ためのポイントが解説されている。えて、随所で「適切な接遇」をするているが、毅然とした対応方法に加ついてもケース別に具体例を掲載し

バランスよく保たれるように市民の思いと職員の健康が

也た苦情等」はあくまでも例外的な 、「基本的に、市民の発言は『ご 業件だ。「基本的に、市民の発言は『ご 意見・ご要望』だと捉え、『ご意見・ご 要望は積極的にうかがう』という姿 要望は積極的にうかがう』という姿 要望は積極的にうかがう』という姿 でん。「初めて来所した時から逸脱 しているような市民はほとんどいま せん。やりとりの途中で職員の説明 せん。やりとりの途中で職員の説明 せん。やりとが異なる中で、行政が先 が不十分だったり、先方の考えと行 がの考えとが異なる中で、行政が先 がの考えを受け入れられないことで 逸脱した苦情に発展する場合が多い

び電話における「具体的な対応」にしているのだろう。また、面談およ頭に「信頼感を高める接遇」を掲載だからこそ、対応マニュアルの冒

ん、ということです」(上村さん)。している部分については対応できませできる範囲では対応しますが、逸脱できる範囲では対応しますが、逸脱がいる部分については対応できます。でも、中には市で対応お聴きします。でも、中には市で対応

ことが大切です。万一、職員の健康 脱した苦情等に対応する必要はあり 状態に支障が生じれば、医師や保健 ません。市民の『こうしてほしい』と だければと思います」(松本さん)。 師の方に相談できる窓口もあります。 の健康面とのバランスをうまくとる いう思いは十分に聴くとして、職員 な時期にきているという。 なことにならないよう対処していた 対応マニュアルを活用して、そのよう 康を害してまで、社会的妥当性を逸 はまだ途上段階で、見直しが必要 上村さんによると、対応マニュア 一職員は市の重要な財産です。健 今後の動